

令和7年度 全国厚生労働関係部局長会議説明資料

令和8年1月

厚生労働省政策統括官（総合政策担当）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

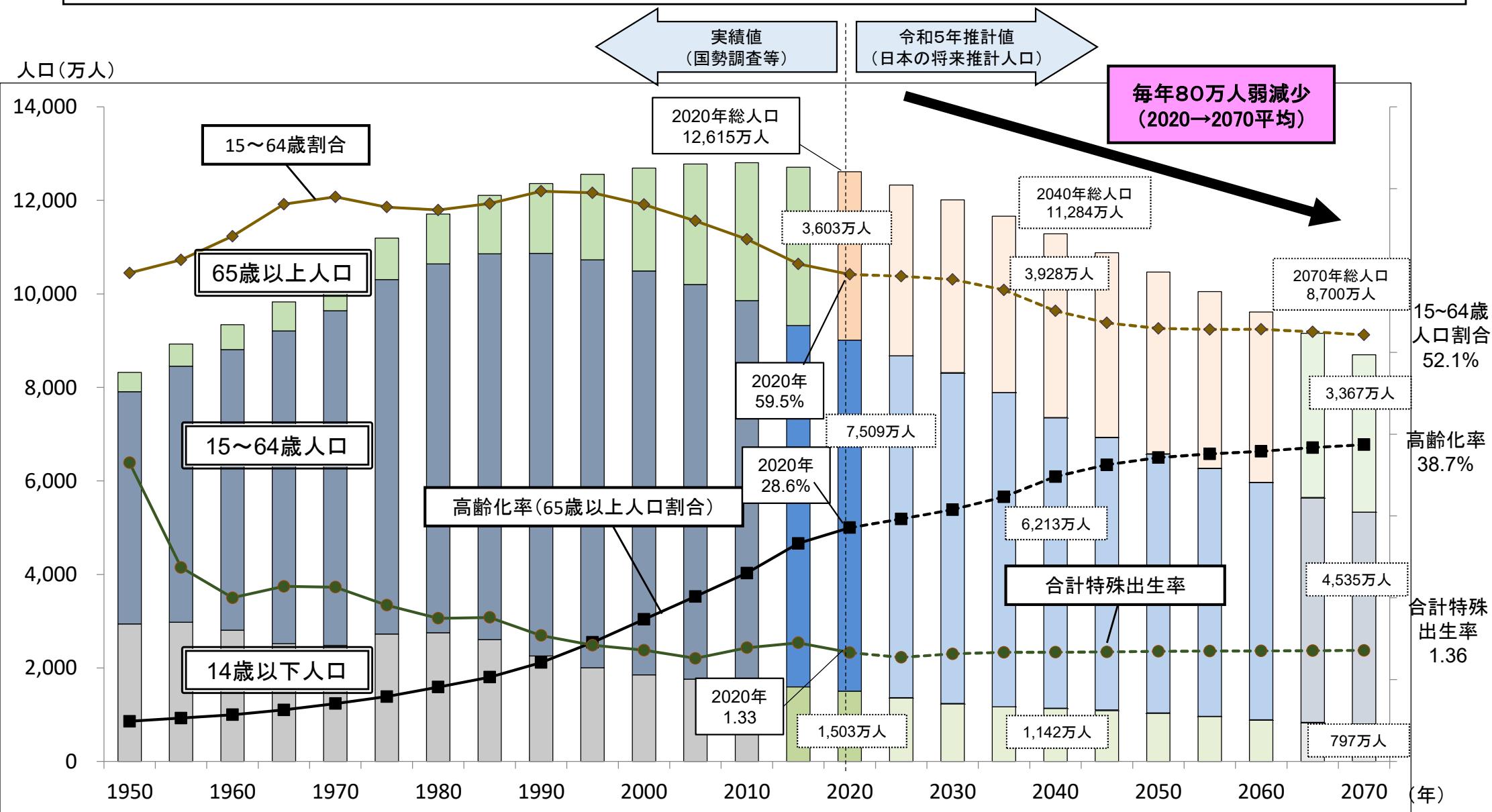
(目次)

- ・ 全世代型社会保障改革について……………4
- ・ 賃上げに向けた環境整備について……………13

1. 全世代型社会保障改革について

日本の人口の推移

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えており、2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。



(出所) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

■ 推計結果のポイント

○ 2045年以降はすべての都道府県で世帯総数は減少傾向へ

○ 2040年には半数以上の都道府県で平均世帯人員が2人を下回る

- ・平均世帯人員はすべての都道府県で減少が続く。平均世帯人員が2人を下回るのは、2020年の東京のみから、2040年には26都道府県、2050年には34都道府県に及ぶ。

○ 単独世帯の世帯数は増加から減少へ転じる都道府県が増えるが、単独世帯の割合はすべての都道府県で上昇が続く

- ・単独世帯は、5年ごとの変化で2030年まではすべての都道府県で増加が続くが、2030年以降は減少する都道府県が現れる。2045～2050年にはすべての都道府県で減少となるが、2050年の単独世帯数は、32都府県では2020年より多い。

○ 2050年には、半数近い都道府県で50%以上の世帯が、世帯主が65歳以上の世帯。3分の2の都道府県で、5世帯に1世帯が65歳以上の単独世帯に

- ・都道府県の世帯総数のうち世帯主が65歳以上の世帯が占める割合は、2050年には21県で50%を超え、秋田では60%を超える。65歳以上の単独世帯の割合は、2050年に32道府県で20%を超える。

○ 4県では、2050年の75歳以上の単独世帯の数が2020年の2倍以上に

- ・人口の動向を背景に、都道府県でも、世帯主が75歳以上の世帯の数は2030年頃と2050年に二度のピークを迎える。すべての都道府県で2050年の世帯数は2020年より多くなる。また、2050年の75歳以上の単独世帯の数もすべての都道府県で2020年より多く、4県（沖縄、滋賀、埼玉、茨城）では2倍以上になる。

【「全世代型社会保障」とは】

令和6年11月8日
第11回全世代型社会保障構築本部
資料1

- 給付は高齢者中心、負担は現役世代中心となっているこれまでの社会保障の構造を見直し、**年齢に関わりなく**全ての世代が**能力に応じて支え合い、必要な給付がバランスよく提供される**、持続可能な社会保障を目指すもの

【目指すべき方向性】

(1) 議論の視野

- **2040年を視野** = **本格的な「人口減少」へ** + **「超高齢社会」の進行**

(2) 目指すべき方向性

- **現役世代の負担軽減**

少子化の流れを変えるため、子育て・若者への支援を強化するとともに增加する社会保障給付を重点化・効率化しつつ、能力に応じて皆で支え合う仕組みを構築

- **社会保障制度の支え手を増やす**

働き方に中立的な社会保障制度とすることで、女性や高齢者の就労を促進

全世代型社会保障に関する議論の経緯（令和元年～）

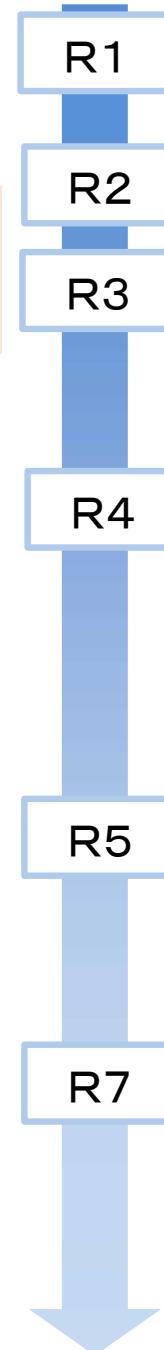
第4次
安倍内閣
(H29.11～R2.9)

菅内閣
(R2.9～R3.10)

第1次・第2次
岸田内閣
(R3.10～R6.10)

第1次・第2次
石破内閣
(R6.10～R7.11)

高市内閣
(R7.11～)



9月20日	全世代型社会保障検討会議（総理大臣決定）開催
12月19日	全世代型社会保障検討会議 中間報告
6月25日	全世代型社会保障検討会議 第2次中間報告
12月15日	全世代型社会保障改革の方針【閣議決定】
<通常国会>	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案提出 → 成立（令和3年法律第66号）
6月18日	経済財政運営と改革の基本方針（骨太）2021【閣議決定】
11月9日	全世代型社会保障構築会議（総理大臣決定）開催
1月28日	全世代型社会保障構築本部 設置【閣議決定】
	全世代型社会保障構築会議（※）設置
	※本部決定で設置。同時に同名で存在していた全世代型社会保障構築会議（総理大臣決定）を廃止し、議論を引き継ぐ。
5月17日	全世代型社会保障構築会議 中間整理
6月7日	経済財政運営と改革の基本方針（骨太）2022【閣議決定】
12月16日	全世代型社会保障構築会議 報告書
<通常国会>	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案提出 → 成立（令和5年法律第66号）
4月1日	<u>こども家庭庁発足</u>
6月13日	こども未来戦略方針【閣議決定】
12月22日	全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）【閣議決定】
	こども未来戦略【閣議決定】
6月23日	第21回全世代型社会保障構築会議
11月17日	第12回全世代型社会保障構築本部 <直近>

社会保障改革の推進について（内閣総理大臣指示）（抄）

（令和7年11月17日）

一 （略）

社会保障は国民一人ひとりが、その夢や希望の実現を諦めることなく、安心して働き、暮らしていくための基盤です。関係閣僚におかれましては、これまでの取組も踏まえつつ、さらなる社会保障改革の推進に向けて、次の取組を進めるようお願い申し上げます。

二 第一に、給付付き税額控除の制度設計を含めた税と社会保障の一体改革について、

- ① 税・社会保険料負担で苦しむ中・低所得者の負担を軽減し、所得に応じて手取りが増えるよう、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、全世代型社会保障改革担当大臣は、関係閣僚と連携し、給付付き税額控除の制度設計を進めてください。
- ② また、給付付き税額控除は、受益と負担に関わる課題であり、社会保障の在り方にも大きく関わるものであることから、全世代型社会保障改革担当大臣は、関係閣僚と連携し、社会保障制度における給付と負担の在り方について、給付付き税額控除の制度設計を含め、政府・与党のみならず、野党も交えた丁寧な国民的議論を進めるための枠組みとして、国民会議を早期に設置するよう、調整を進めてください。

三 第二に、当面の対応が急がれる課題については、上記と並行して、迅速に議論を進め、結論を得ていく必要があります。

- ① 社会保障サービスの担い手確保、経営の安定を図るため、厚生労働大臣は、関係閣僚と連携し、総合経済対策における前倒し対応に続き、次期診療報酬改定等において、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、賃上げ、物価高を適切に反映させ、経営の改善や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながる的確な対応を実施してください。
- ② また、持続可能な社会保障制度のための改革を実行し、現役世代の保険料負担を抑えていくため、厚生労働大臣は、関係閣僚と連携し、慢性疾患の方や低所得の方等の負担に配慮しつつ、政党間合意を踏まえたOTC類似薬を含む薬剤自己負担の見直しや金融所得の反映などの応能負担の徹底等に係る具体的な制度設計、高額療養費制度の見直しをはじめとする全世代型社会保障構築のための「改革工程」に掲げられた医療・介護保険制度改革の着実な実現に向けた議論を進めてください。
- ③ 政党間合意を踏まえ、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指し、以上について、年末までに結論を得た上で、来年度予算案や制度改正に反映させてください。

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）の概要

- ・能力に応じて全世代が支えあう「全世代型社会保障」の構築に向け、将来世代も含めた全世代の安心を保障し、社会保障制度の持続可能性を高めるため、「時間軸」に沿って、今後取り組むべき課題をより具体化・深化させた「改革工程」を取りまとめ。
- ・3つの「時間軸」で実施（①来年度（2024年度）に実施する取組、②加速化プランの実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組、③2040年頃を見据えた、中長期的な課題に対して必要となる取組）
- ・上記②の取組は、2028年度までの各年度の予算編成過程において、実施すべき施策を検討・決定

	2024年度に実施する取組	2028年度までに検討する取組 ※2040年頃を見据えた中長期的取組は省略
働き方に中立的な社会保障制度等の構築	<p>（労働市場や雇用の在り方の見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「同一労働同一賃金ガイドライン」等の必要な見直しの検討 ・「多様な正社員」の拡充に向けた取組 等 	<p>（勤労者皆保険の実現に向けた取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃等 ・フリーランス等の社会保険の適用の在り方の整理 ・年収の壁に対する取組 等
医療・介護制度等の改革	<ul style="list-style-type: none"> ・前期財政調整における報酬調整の導入 ・後期高齢者負担率の見直し ※上記2項目は法改正実施済み ・介護保険制度改革 (第1号保険料負担の在り方) ・介護の生産性・質の向上 (ロボット・ICT活用、経営の協働化・大規模化、人員配置基準の柔軟化等) ・イノベーションの適切な評価などの更なる薬価上の措置を推進するための長期収載品の保険給付の在り方の見直し ・診療報酬改定、介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定の実施 ・入院時の食費の基準の見直し等 ・生活保護制度の医療扶助の適正化 	<p>（生産性の向上、効率的なサービス提供、質の向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療DXによる効率化・質の向上 ・生成AI等を用いた医療データの利活用の促進 ・医療機関、介護施設等の経営情報の更なる見える化 ・医療提供体制改革の推進（地域医療構想、かかりつけ医機能が発揮される制度整備） ・介護の生産性・質の向上 ・イノベーションの推進、安定供給の確保と薬剤保険給付の在り方の見直し ・国保の普通調整交付金の医療費勘案等 ・国保の都道府県保険料率水準統一の更なる推進 ・介護保険制度改革（ケアマネジメントに関する給付の在り方、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方） ・サービス付き高齢者向け住宅等における介護サービス提供の適正化 ・福祉用具貸与のサービスの向上 ・生活保護の医療扶助の適正化等 ・障害福祉サービスの地域差の是正 <p>（能力に応じた全世代の支え合い）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度改革（利用者負担（2割負担）の範囲、多床室の室料負担） ・医療・介護保険における金融所得の勘案や金融資産等の取扱い ・医療・介護の3割負担（「現役並み所得」）の適切な判断基準設定等 ・障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現 <p>（高齢者の活躍促進や健康寿命の延伸等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の活躍促進 ・疾病予防等の取組の推進や健康づくり等 ・経済情勢に対応した患者負担等の見直し（高額療養費自己負担限度額の見直し/入院時の食費の基準の見直し）
「地域共生社会」の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業の更なる促進 ・社会保障教育の一層の推進 ・住まい支援強化に向けた制度改正 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・孤独・孤立対策の推進 ・身寄りのない高齢者等への支援 等

経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定） (自公維三党合意関係部分抜粋)

持続可能な社会保障制度のための改革を実行し、現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減を実現するため、OTC類似薬の保険給付の在り方の見直し²⁰⁸や、地域フォーミュラリの全国展開²⁰⁹、新たな地域医療構想に向けた病床削減²¹⁰、医療DXを通じた効率的で質の高い医療の実現、現役世代に負担が偏りがちな構造の見直しによる応能負担の徹底²¹¹、がんを含む生活習慣病の重症化予防とデータヘルスの推進などの改革について²¹²、引き続き行われる社会保障改革に関する議論の状況も踏まえ、2025年末までの予算編成過程で十分な検討を行い、早期に実現が可能なものについて、2026年度から実行する。

- 208 医療機関における必要な受診を確保し、こどもや慢性疾患を抱えている方、低所得の方の患者負担などに配慮しつつ、個別品目に関する対応について適正使用の取組の検討や、セルフメディケーション推進の観点からの更なる医薬品・検査薬のスイッチOTC化に向けた実効的な方策の検討を含む。
- 209 普及推進策を検討し、各地域において地域フォーミュラリが策定されるよう取組を推進する。
- 210 人口減少等により不要となると推定される一般病床・療養病床・精神病床といった病床について、地域の実情を踏まえた調査を行った上で、2年後の新たな地域医療構想に向けて、不可逆的な措置を講じつつ、調査を踏まえて次の地域医療構想までに削減を図る。
- 211 医療・介護保険における負担への金融所得の反映に向けて、税制における金融所得に係る法定調書の現状も踏まえつつ、マイナンバーの記載や情報提出のオンライン化等の課題、負担の公平性、関係者の事務負担等に留意しながら、具体的な制度設計を進める。
- 212 詳細については、「自由民主党、公明党、日本維新の会合意」(令和7年6月11日自由民主党・公明党・日本維新の会)を参照。

自由民主党・日本維新の会連立政権合意書(令和7年10月20日)(抄)

2. 社会保障政策

- OTC類似薬を含む薬剤自己負担の見直し、金融所得の反映などの応能負担の徹底等、令和7年通常国会で締結したいわゆる「医療法に関する三党合意書」及び「骨太方針に関する三党合意書」に記載されている医療制度改革の具体的な制度設計を令和7年度中に実現しつつ、社会保障全体の改革を推進することで、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指す。
- 社会保障関係費の急激な増加に対する危機感と、現役世代を中心とした過度な負担上昇に対する問題意識を共有し、この現状を打破するための抜本的な改革を目指して、令和7年通常国会より実施されている社会保障改革に関する合意を引き継ぎ、社会保障改革に関する両党の協議体を定期開催するものとする。
- 令和7年度中に、以下を含む社会保障改革項目に関する具体的な骨子について合意し、令和8年度中に具体的な制度設計を行い、順次実行する。
 - (1)保険財政健全化策推進(インフレ下での医療給付費の在り方と、現役世代の保険料負担抑制との整合性を図るための制度的対応)
 - (2)医療介護分野における保険者の権限及び機能の強化並びに都道府県の役割強化(①保険者の再編統合、②医療介護保険システムの全国統合プラットフォームの構築、③介護保険サービスに係る基盤整備の責任主体を都道府県とする等)
 - (3)病院機能の強化、創薬機能の強化、患者の声の反映及びデータに基づく制度設計を実現するための中央社会保険医療協議会の改革
 - (4)医療費窓口負担に関する年齢によらない真に公平な応能負担の実現
 - (5)年齢に関わらず働き続けることが可能な社会を実現するための「高齢者」の定義見直し
 - (6)人口減少下でも地方の医療介護サービスが持続的に提供されるための制度設計
 - (7)国民皆保険制度の中核を守るための公的保険の在り方及び民間保険の活用に関する検討
 - (8)大学病院機能の強化(教育、研究及び臨床を行う医療従事者として適切な給与体系の構築等)
 - (9)高度機能医療を担う病院の経営安定化と従事者の待遇改善(診療報酬体系の抜本的見直し)
 - (10)配偶者の社会保険加入率上昇及び生涯非婚率上昇等をも踏まえた第三号被保険者制度の見直し
 - (11)医療の費用対効果分析に係る指標の確立
 - (12)医療機関の収益構造の増強及び経営の安定化を図るための医療機関の営利事業の在り方の見直し
 - (13)医療機関における高度医療機器及び設備の更新等に係る現在の消費税負担の在り方の見直し
- 昨今の物価高騰に伴う病院及び介護施設の厳しい経営状況に鑑み、病院及び介護施設の経営状況を好転させるための施策を実行する。

2. 貢上げに向けた環境整備について

令和7年10月24日 高市内閣総理大臣 所信表明演説（抜粋）

三 物価高対策

この内閣が最優先で取り組むことは、国民の皆様が直面している物価高への対応です。暮らしの安心を確実かつ迅速に届けてまいります。

物価上昇を上回る賃上げが必要ですが、それを事業者に丸投げしてしまっては、事業者の経営が苦しくなるだけです。継続的に賃上げできる環境を整えることこそが、政府の役割です。

（略）

加えて、国・地方自治体から民間への請負契約単価を、物価上昇等を踏まえて適切に見直します。

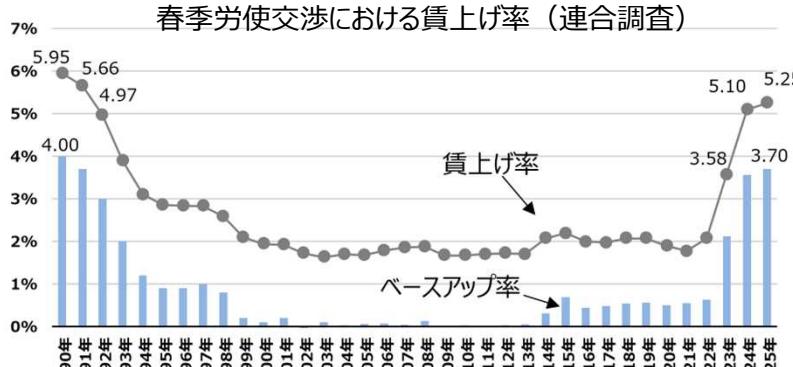
コスト高から中小企業・小規模事業者を守ります。生産性向上支援、事業承継やM & Aの環境整備、更なる取引適正化等を通じ、賃上げと設備投資を強力に後押しします。

自治体向けの重点支援地方交付金を拡充します。物価高の影響を受ける生活者や、賃上げ税制を活用できない中小企業・小規模事業者、さらには、農林水産業などを支援する推奨メニューを設け、地域の実情に合った的確な支援を速やかにお届けいたします。あわせて、寒さが厳しい冬の間の電気・ガス料金の支援も行います。

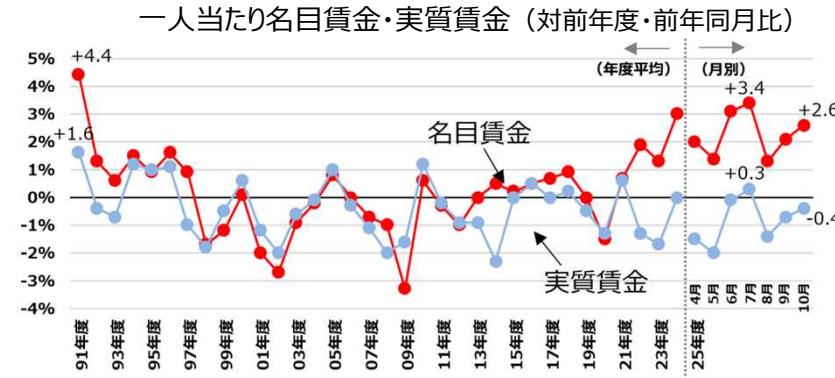


現状と課題

- 賃上げ率は2年連続で5%台と、約30年ぶりの高水準。
- 名目賃金は、2021年度以降増加している一方で、実質賃金は、プラスが定着するには至っていない。



出所：連合「春季生活闘争 回答集計結果」より作成。2015年までのペース率は、連合による調査結果が得られないため、厚生労働省「賃金事情等総合調査」による。



出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」を基に作成。2025年10月の数値は速報値。事業所規模5人以上・就業形態計の数値。実質賃金は、消費者物価指数（総合）により実質化したもの。

年内の主要な取組

(1) 2026年春季労使交渉に向けた政労使の意見交換（11月）

(2) 価格転嫁の円滑化のための調査及びそれらの結果を踏まえた対応（11・12月）

- ・「価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（公取）及び「価格交渉促進月間フォローアップ調査」（中企庁）の結果を公表。
- ・状況が芳しくない発注者への注意喚起を実施。年明け以降、価格転嫁の妨げが疑われる事案への追加立入調査、事業所管大臣名での指導・助言を実施予定。

(3) 改正下請法（取適法）に対応する「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の改正（12月）

(4) 官公需における価格転嫁の徹底（12月）

関係府省庁間で、新たな低入札価格調査基準の設定を申し合わせ。地方公共団体に対し周知。

(5) 中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備（12月）

- ・生産性向上・省力化等に係る投資支援や伴走支援体制の強化など、政府全体で1兆円規模の支援。
- ・重点支援地方交付金を2兆円追加。地方公共団体による、最低賃金への対応を含め、賃上げを行う中小企業等に対する地域の実情に合った支援を後押し。
- ・「省力化投資促進プラン」への警備業の追加。全国的な支援体制の整備（26年度～）。

(6) 「医療・介護等支援パッケージ」の緊急措置（12月）

令和8年度報酬改定を待たず、医療・介護・障害福祉分野で働く方々への賃上げ支援等（1兆3,832億円（25年度補正））。

7. 賃上げ環境整備

年明け以降の主要な取組

(1) 地方版政労使会議 (1・2月を中心開催)

- ・全都道府県で、地方版政労使会議を開催。
- ・賃上げ環境整備のための支援策、改正した労務費転嫁指針等を周知。

地方版政労使会議の模様



(2) 中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の厳正な執行 (26年1月～)

(3) 官公需における価格転嫁の更なる徹底

- ・ビルメンテナンス業や警備業等の低入札価格調査基準及び最低制限価格制度の価格基準の策定（25年度中）。
- ・自治体における低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、先行事例の横展開を通じ、工事以外の請負契約へ適用を拡大（26年度～）。

<地方公共団体における低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況（2024年9月末）>

	導入状況		工事を除いた導入状況	
	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
① 低入札価格調査制度のみ	1団体 (2.1%)	88団体 (5.1%)	1団体 (2.1%)	9団体 (0.5%)
② 最低制限価格制度のみ	0団体 (0.0%)	799団体 (45.9%)	0団体 (0.0%)	191団体 (11.0%)
③ ①と②の併用	46団体 (97.9%)	756団体 (43.4%)	39団体 (83.0%)	274団体 (15.7%)
④ 未導入	0団体 (0.0%)	98団体 (5.6%)	7団体 (14.9%)	1,267団体 (72.8%)

(4) 中堅・中小企業の「稼ぐ力」の強化 (26年5月頃)

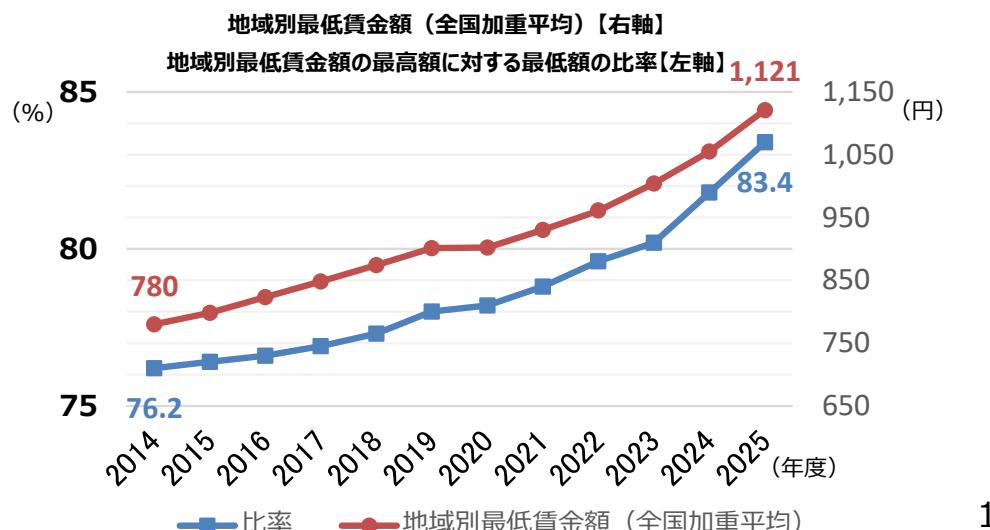
労働供給制約の下、物価高、米国関税など厳しい経営環境において賃上げを実現するため、官公需を含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長支援・生産性向上、事業承継・M & Aによる事業再編、伴走支援体制の強化・金融支援を含む、「労働供給制約社会の中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略（仮称）」を検討・取りまとめ。

(5) 同一労働同一賃金ガイドラインの改正 (26年度中)

新たに、家族手当、住宅手当等の不合理な待遇差に関する考え方を明確化。

(6) 実質賃金／最低賃金の引上げへの対応 (～26年夏)

- ・実質賃金や最低賃金に関するこれまでの政府決定への対応について、今後の経済動向等を踏まえ、具体的に検討。
- ・地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る対応についても、併せて検討。



賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループの開催について（抄）

設置趣旨

賃上げに向けた中小企業・小規模事業者の活力向上に向けて、

- ・官公需や「労務費の適切な転嫁のための価格交に関する指針」（令和5年11月29日策定）の徹底を含む価格転嫁・取引適正化、
- ・省力化投資を含む生産性向上、
- ・人手不足等、中小企業・小規模事業者が抱える諸課題の実態を把握し、
対応策を検討するため、内閣官房副長官（参）の総覧の下に、賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループを開催する。

体制

総覧 内閣官房副長官（参）

座長 内閣官房副長官補（内政）

主査 日本成長戦略本部事務局長代理、公取委経済取引局長、厚労省政策統括官（総合政策）、中企庁長官

構成員	内閣官房内閣審議官（内政）	文科省総合教育政策局長	地域未来戦略本部事務局次長
	厚労省労働基準局長	警察庁生活安全局長	農水省総括審議官（食品）
	金融庁監督局長	経産省経済産業政策局長	総務省総括審議官
	経産省製造産業局長	総務省自治行政局長	国交省総合政策局長
	財務省主計局次長	国交省不動産・建設経済局長	国税庁次長
	環境省環境再生・資源循環局長		

- 政府では、各省庁から所管業界に対する要請等を通じて、各業界における価格転嫁・取引適正化を推進するとともに、官公需における取組も進めてきた。

※2025年6月23日「中小企業の活力向上等に関するワーキンググループ」及び同年6月30日「労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議」における官房副長官の指示事項を再整理したもの。

1. 各省庁および各業界による価格転嫁・取引適正化

- (1) 各省庁から所管業界に対するハイレベルでの要請（特に未実施業界への要請）
 - ・ 価格転嫁を阻害する商習慣の洗い出しと対応
 - ・ 法改正を踏まえた自主行動計画の改定
 - ・ 労務費転嫁指針の周知徹底 等
- (2) 各業界の取組状況のフォローアップ調査の実施
- (3) 各省庁における取組
 - ・ 取適法・振興の周知徹底
 - ・ 法改正を踏まえた取引適正化ガイドラインの改定
 - ・ 取適法に基づく省庁間連携の強化、執行体制の整備 等

2. 官公需における価格転嫁・取引適正化

- ・ 国等における低入札価格調査制度の適切な運用と拡大
- ・ 自治体における低入札価格調査制度・最低制限価格制度等の活用徹底や導入状況の可視化
- ・ 低入札価格調査制度・最低限価格制度の設定基準について具体的な検討
- ・ 警備業、ビルメンテナンス業、印刷業、燃料小売業についての標準単価の検討 等

→ 各省庁及び各業界の取組を継続的にフォローアップし、更なる取組を促していく。

ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン 改正版の概要（令和7年9月）

- 各発注者（ビルメンテナンス業務※を発注する国、特殊法人等及び地方公共団体）がビルメンテナンス業務に関する発注関係事務を適切に実施するため、維持管理計画策定、業務発注準備、入札契約、業務実施、業務完了後の各段階で、取り組む事項についてとりまとめたもの。（前回改正は令和5年4月28日）※主としてビルなどの建築物を対象として、建築物等の点検・保守、運転・監視、衛生管理その他の維持管理に関する業務
- 各発注者は本ガイドラインを参考にしつつ、発注関係事務を行う。
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月。内閣官房、公正取引委員会。以下「労務費指針」という。）の策定を始めとした賃上げ及び取引適正化に係る各政策と、実情への様々な要望（発注者側の予算確保を求める受注者側の声が多い）を受け、関係個所（赤字）を改正する。

（1）維持管理計画策定段階

（2）予算積算段階

（3）業務発注準備段階

（4）入札契約段階

（5）業務実施段階

（6）業務完了後段階

1. 本ガイドラインの位置づけ

- 本ガイドラインは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第24条の規定に基づく運用指針において、ビルメンテナンス業務の発注に活用するよう記載されている
- 労務費率が高いビルメンテナンスにおいては特に労務費の価格転嫁が重要（労務費指針）

2. 発注事務における行動のポイントについて

（1）維持管理計画策定段階

- 維持管理計画の策定
- 維持管理台帳の整備

（2）予算積算段階

- 役務調達一般における予算と予定価格
 - ・ 予定価格の積算にあたっては、当該役務の特性を考慮した適正な方法によるべきであること
 - ・ 適正な予定価格の設定には、必要となる予算確保が必要であること
- ビルメンテナンス業務の特性を踏まえた予算の積算
 - ・ 以下2点を踏まえた積算が求められること
 - ✓ 労務費割合が大きいこと
 - ✓ 積算を行う際に、国土交通省が公表する技術基準を活用すること
 - ・ 労務費等の上昇を見込んだ予算を積算すること
 - ・ 単年度契約であることのみを理由に価格交渉に伴う協議をしないことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触するおそれがあること
 - ・ PFI事業や指定管理者制度において、人件費（委託料含む）高騰を見据えた予算を積算すること

（3）業務発注準備段階

- 業務の性格等に応じた入札契約方式の選択
- 総合評価落札方式の実施に係る事前準備
- 現場条件等を踏まえた適切な仕様書等の作成
 - ・ 仕様書等に記載されていない役務を受託者に無償提供させることはできないこと
 - ・ 状況に応じた分離発注を検討すること
- 適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定
- 適切な発注時期の設定等

（4）入札契約段階

- 適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止
 - ・ 低入札価格調査制度の調査実施時は、実効性を確保できるよう、入札価格の内訳書の徴取や、労務費等がその内訳に反映されているかの確認をすること
- 契約書におけるスライド条項の記載
 - ・ 賃金水準等の変動に応じた期中の契約金額の変更に係る取り決めについて、迅速かつ適切に協議を行えるよう、契約書にスライド条項を予め記載すること
 - ・ スライド条項がない契約であっても、労務費高騰時の価格交渉に伴う協議は可能であること
- 入札不調・不落時の見積りの活用等
- 公正性・透明性の確保、不正行為の排除
- 再委託の適正化

（5）業務実施段階

- 労務費等の上昇に伴う価格転嫁への対応
 - ・ 労務費指針「発注者として採るべき／求められる行動」を踏まえた対応に努めること
 - ・ 年度途中の賃金水準や物価水準の変動に応じた契約金額の変更について協議を行うこと（再委託がある場合はサプライチェーン全体を考慮した協議を行う）
 - ・ 発注者から定期的に労務費の転嫁について協議の場を設けることが望ましいこと
 - ・ 受注者が示す公表資料に基づく価格を尊重すること
 - ・ 協議に応じないことは独占禁止法の優越的地位の濫用となるおそれがあること
 - ・ 契約変更に係る意思決定は専決者まで上げること
- 業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更
- 業務履行中の実施状況の確認等
- 維持管理に関する情報共有

（6）業務完了後段階

- 業務完了後の適切な履行検査・評価等
- 施設機能に関する現況確認

3. 発注体制の強化等

- 発注関係事務を適切に実施するための体制整備、職員の育成、情報交換等

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の改正について

改正の きっかけ

- ✓ 令和7年5月の下請法改正（法律名も「取適法」に変更。令和8年1月施行。）により、新たに「協議に応じない一方的な代金決定」が禁止されることから、同改正に対応する必要がある。
- ✓ 指針策定以降に公正取引委員会が実施した令和6年度及び7年度特別調査の結果や物流法改正を踏まえ、事業者にとって参考となる事例（グッドプラクティス）を追記する必要がある。

改正のポイント

- 下請法改正（取適法施行）を踏まえ、「発注者としての行動②」等において、受注者から協議の要請があった場合に、これに応じず一方的に取引価格を据え置くことは「協議に応じない一方的な代金決定」に該当する旨を明記。
- 令和6年度及び7年度特別調査の結果や各業法改正を踏まえ、下記のような業種において価格転嫁の取組がより一段進むよう、当該業界における先進的な取組（グッドプラクティス）を追加
 - ・ 注意喚起文書の送付件数が多い業種（例：情報サービス業、総合工事業）
 - ・ 受注者が価格転嫁を要請した割合が低い業種（例：放送業）
 - ・ 受注者が価格転嫁を要請した場合に取引価格が引き上げられた割合が低い業種（例：道路貨物運送業）
 - ・ 取引段階が深くなるほど価格転嫁が十分に進んでいない各種製造業（例：はん用機械器具製造業）
- 指針策定時固有の記載（指針策定当時の取引環境等に関する記載）の見直し
- 下請法改正に伴う所要の修正（例：「下請」の用語の修正等）

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

（2）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。

※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（4）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（5）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

（1）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（2）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
- ②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（3）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（4）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたもののが改善されない事業者に対して、より具体的な措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。

- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

省力化投資促進プラン（概要）

- 人手不足が深刻と考えられる12業種について、業種毎に、生産性向上目標、周知・広報、優良事例の情報提供・横展開、サポート体制の整備などを内容とする「省力化投資促進プラン」を令和7年6月に策定。
(※) 併せて、全国2,200か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会、全国500の地域金融機関による全国規模でのサポート体制も構築されている。

省力化投資促進投資プラン対象12業種と業所管省庁

- 飲食業（農林水産省・厚生労働省）
- 宿泊業（観光庁・厚生労働省）
- 小売業（経済産業省・農林水産省）
- 生活関連サービス業（厚生労働省・経済産業省）
- 運輸業（国土交通省・農林水産省・経済産業省）
- 建設業（国土交通省）
- 医療（厚生労働省）
- 介護・福祉（厚生労働省）
- 保育（こども家庭庁）
- 製造業（経済産業省・農林水産省）
- 農林水産業（農林水産省）
- その他サービス業（自動車整備業（国土交通省）、ビルメンテナンス業（厚生労働省）

プランの項目

1. 実態把握の深掘

- 各業界における人手不足の状況についての実態把握
- 優良事例の収集・整理

2. 多面的な促進策

- 優良事例を幅広く広げていくための支援策の拡充
- 対面・目視義務、人員配置基準等の規制・制度の見直し
- サプライチェーン全体での商品情報の標準化を通じた管理業務の省力化や情報プラットフォームの構築 等

3. サポート体制の整備・周知広報

- 全国各地の中小企業・小規模事業者のすみずみまで徹底的に促進策を普及させていくための、自治体や関係団体との連携・協力を含めたサポート体制の整備

4. 目標とKPIの設定

- 最低賃金1,500円を2020年代に達成する高い目標の実現に向けた労働生産性目標の設定と、各施策の進捗を把握するKPI目標を設定

5. スケジュール

- 省力化投資集中期間（5年間）の各施策の実施計画と到達すべきKPI

令和8年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

I. 社会の構造変化に対応した保健・医療・介護の構築

地域医療・介護の提供体制の確保

○質が高く効率的な医療提供体制の確保

843億円（777億円）

- 新たな地域医療構想の推進、勤務医の働き方改革の推進、在宅医療の推進等のための地域医療介護総合確保基金等による支援
- 医師偏在対策の推進、医療従事者の働き方改革の推進
- 人生会議（ACP）の普及・啓発活動の更なる推進
- 特定行為研修の推進、多様なニーズに合わせた看護師の養成等による看護師確保の推進
- 薬局機能の見える化の推進、薬局機能及び薬剤師サービスの高度化 等

- 生産性向上に対する支援【医療・介護等支援パッケージ】

- 病床数の適正化に対する支援【医療・介護等支援パッケージ】

- 医師偏在是正に向けたリカレント教育の実施や医師マッチングへの支援等

- 特定行為研修修了者の養成・ナースセンターの活用等による看護師確保の推進

（ ）内は令和7年度当初予算額。〔 〕は令和7年度補正予算に計上された事項。以下同じ。

○地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

2,357億円（2,417億円）

- 地域医療介護総合確保基金等による地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や介護従事者の確保支援
- 地域の多様な主体による柔軟なサービス提供を通じた介護予防の取組の推進と高齢者を地域で支えていく体制の構築支援
- 保険者機能の一層の推進に向けたインセンティブの強化
- 介護職員等処遇改善加算の取得支援
- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」等に基づいた認知症施策の推進
- 介護施設等の防災・減災対策の推進 等

- 訪問介護・ケアマネジメントの提供体制確保に対する支援【医療・介護等支援パッケージ】

- 社会福祉法人の連携・協働の推進【医療・介護等支援パッケージ】

- 介護支援専門員の確保・資質向上や介護人材の確保・育成、定着に向けた取組支援

- 自治体の認知症施策推進計画の策定支援等

○救急・災害医療提供体制の確保

118億円（115億円）

- ドクターヘリの活用による救急医療体制の確保
- 医療施設等の防災・減災対策、DMAT・DPAT等の体制整備等による災害に備えた危機管理体制強化 等

- ドクターヘリの運航維持、国民保護事案発生時等における救急・災害医療体制の確保

○小児・周産期医療提供体制の確保

20億円（4.2億円）

- 周産期母子医療センター等への支援
- 地域における小児医療の機能強化と医療連携体制の構築 等

- 出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科への支援【医療・介護等支援パッケージ】

- 周産期医療の連携体制、希望に応じて安全な無痛分娩が選択できる体制の構築

令和8年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

I. 社会の構造変化に対応した保健・医療・介護の構築

創薬力等強化に向けた医薬品・医療機器等のイノベーションの推進、 安定供給や品質・安全性の確保等

○研究開発環境の整備、創薬シーズ・医療機器の実用化支援

71億円（65億円）

- 国際水準の治験・臨床試験の実施環境の整備
 - 小児・希少疾病用医薬品等におけるドラッグロス解消に向けた取組の強化
 - 医薬品・医療機器開発におけるレジストリ（疾患登録システム）の利活用を加速させるクリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進
 - 創薬力強化に向けた早期薬事相談・支援の強化
 - リアルワールドデータの薬事活用、プログラム医療機器の早期実用化に向けた取組の促進
 - 再生・細胞医療・遺伝子治療の実用化の促進
 - 革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の支援体制の強化
- 等
- 革新的医薬品等実用化支援基金の造成による創薬環境の整備
 - 後発医薬品製造基盤整備基金の造成による後発医薬品企業の品目統合等に向けた設備投資等の支援
 - ファースト・イン・ヒューマン（FIH）試験実施体制の整備
 - 再生医療等の臨床研究支援等に係る基盤の体制整備・強化
 - 革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の強化
 - 臨床研究中核病院に対する国際共同治験・臨床試験対応能力の強化

○研究開発によるイノベーションの推進

557億円（548億円）

- がん・難病に対する全ゲノム解析及びゲノム医療の推進
 - 産学連携による創薬ターゲット予測・シーズ探索AIプラットフォーム開発
 - 日本医療研究開発機構（AMED）における研究、厚生労働科学研究の推進
- 等

- がん・難病の全ゲノム解析における質の高い情報基盤の構築、研究の推進
- AIを活用した創薬に向けたプラットフォームの整備

○医薬品等の安定供給の推進

16億円（1.6億円）

- 医療上必要不可欠な医薬品等の安定供給を図るための支援
- 製薬企業の供給情報の把握に係る情報システムの運用・整備
- 献血血液の確保対策
- バイオ後続品の製造人材育成確保の推進

- 医薬品卸業者に対する継続的な安定供給のための支援
- 抗菌薬等や人工呼吸器の国内在庫の確保等に向けた体制整備への支援
- 海外依存度の高い原薬等の供給リスク低減に向けた支援
- バイオ後続品の国内生産体制整備計画に対する支援
- 血漿分画製剤の確保対策

○医薬品等の品質確保・安全対策の推進、薬物対策

3.5億円（2.7億円）

- 後発医薬品の信頼確保のための体制・取組の強化
 - 違法薬物の取締りのための国際機関との連携の強化
- 等
- 薬剤師等を活用した市販薬の濫用防止対策の推進、薬物対策

医療・介護分野におけるDXの推進、「攻めの予防医療」の推進等

○医療・介護分野におけるDXの推進

37億円（42億円）

- 介護分野におけるテクノロジー開発・導入促進に向けた支援の推進
- 等

- マイナ保険証の利用促進に向けた取組
- 全国医療情報プラットフォームにおける、電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋、公費負担医療制度等のオンライン資格確認、予防接種のデジタル化等の推進

- 診療報酬改定DXの取組の推進
- 自治体検診における医療機関等との連携の推進
- 医療安全の向上・物流DXの推進に資する医薬品・医療機器等製品データベース構築

- 医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化
- 整合的かつ効率的な審査支払機能の運用に向けた国保総合システムの改修
- 介護情報基盤の整備や介護テクノロジー開発企業等への支援等に向けた取組の強化
- 介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等に対する支援【医療・介護等支援パッケージ】
- 障害福祉分野におけるテクノロジー導入等に対する支援【医療・介護等支援パッケージ】

令和8年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

II. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

賃上げ支援、非正規雇用労働者への支援

○中小・小規模企業等に対する賃上げ支援、非正規雇用労働者への支援

1,961億円（2,003億円）

- 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援（「賃上げ」支援助成金パッケージ）
- 生産性向上による賃上げに取り組む企業に対する伴走型支援の実施
- 生活衛生関係営業者の収益力向上の推進等による支援
- 正社員転換・待遇改善に取り組む事業主に対する助成や求職者支援制度を通じた非正規雇用労働者への支援の推進
- 最低賃金引上げに対応した業務改善助成金による中小企業等の賃上げ支援
- 生活衛生関係営業者の物価高騰への対応に向けた価格転嫁の取組支援等

（ジョブ型人事）

- 個々の企業の実態に応じたジョブ型人事指針の周知

（労働移動の円滑化）

- 「job tag」や「しょくばらぼ」の充実・活用促進、リ・スキリングのプログラムや施策内容を含む各種情報を可視化するプラットフォームの整備・活用促進
- 賃金上昇を伴う中途採用者の雇用拡大を図る事業主への支援
- ハローワークにおけるAIの活用の実証
- 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の実施

リ・スキリング、ジョブ型人事、労働移動の円滑化の推進

○リ・スキリングによる能力向上支援、ジョブ型人事指針の周知、成長分野等への労働移動の円滑化

1,881億円（1,932億円）

（リ・スキリング）

- 教育訓練給付等の活用による、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しや企業における人材育成の支援の促進
- 労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充
- スキルの階層化・標準化に向けた幅広い業種における団体等検定制度の活用促進
- 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援
- 生成AIを含むデジタル人材育成のための「実践の場」を開拓するモデル事業の推進
- 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施
- 2028年技能五輪国際大会の日本開催を契機とした若年層に対する技能尊重の機運醸成や技能労働者のスキル向上に向けた支援策の強化

人材確保の支援

○深刻化する人手不足への対応

507億円（484億円）

- ハローワークの専門窓口（人材確保対策コーナー）等による医療・介護分野等へのマッチング支援の強化
- 雇用管理制度等の導入及び賃上げにより従業員の定着・確保を図る事業主への支援の拡充
- シルバー人材センター等を活用した、高齢者の就労による社会参加の促進、高齢期の多様なニーズに応じたマッチングの推進
- 外国人求職者への就職支援等、適切な外国人材の確保等に向けた実態把握

- 医療・介護分野等へのマッチング支援の強化のためのハローワークの体制整備【医療・介護等支援パッケージ】
- シルバー人材センターによる高齢者就業機会確保に向けた体制整備支援

政策統括官（総合政策担当） 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項（資料ページ）	所管課室	担当係	担当者	内線
全世代型社会保障改革について (P.3~11)	政策統括官付 政策統括室	政策第一班	高橋	7692
賃上げに向けた環境整備 (P.12~24)	政策統括官付 政策統括室	政策第二班	土屋 野村	7722 7532